

野菜のコスト指標作成のための準備会合（第1回）

議事次第

日時：令和7年11月18日（火）14:30～16:00

場所：農林水産省本館4階イコルーム

1. 開会

2. 議事

（1）野菜のコスト指標作成の進め方等

（2）意見交換

3. 閉会

食料システム法の概要



食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための**食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針**を策定 ((2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等)。

(2) 食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。

〈支援措置〉

(2) の計画：日本政策金融公庫による**長期低利融資**

農業・食品産業技術総合研究機構の**研究開発設備の供用等**
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の**税制特例**を措置)

(3) の計画：補助金等で整備された**施設等の有効活用** 等

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、**食品等の取引の適正化に関する基本方針**を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう**努力**。

- ① 持続的な供給に要する**費用等**の考慮を求める事由を示して**協議の申出**がされた場合、**誠実に協議**。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の**提案**があつた場合、**検討・協力**。
- (3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の**行動規範（判断基準）**を、基本方針に基づき省令で策定。
- (4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、**勧告・公表**を実施。
(勧告の実施に必要な場合、**報告徴収・立入検査**を実施。)
※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。
- (5) 農林水産大臣は、取引において、通常、**費用を認識しにくい飲食料品等**を省令で**指定**。その**費用の指標**の作成・公表等を行う**団体**を、基本方針や省令に基づき**認定**。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、**指定飲食料品等**、**その費用の指標等**を**公表**。

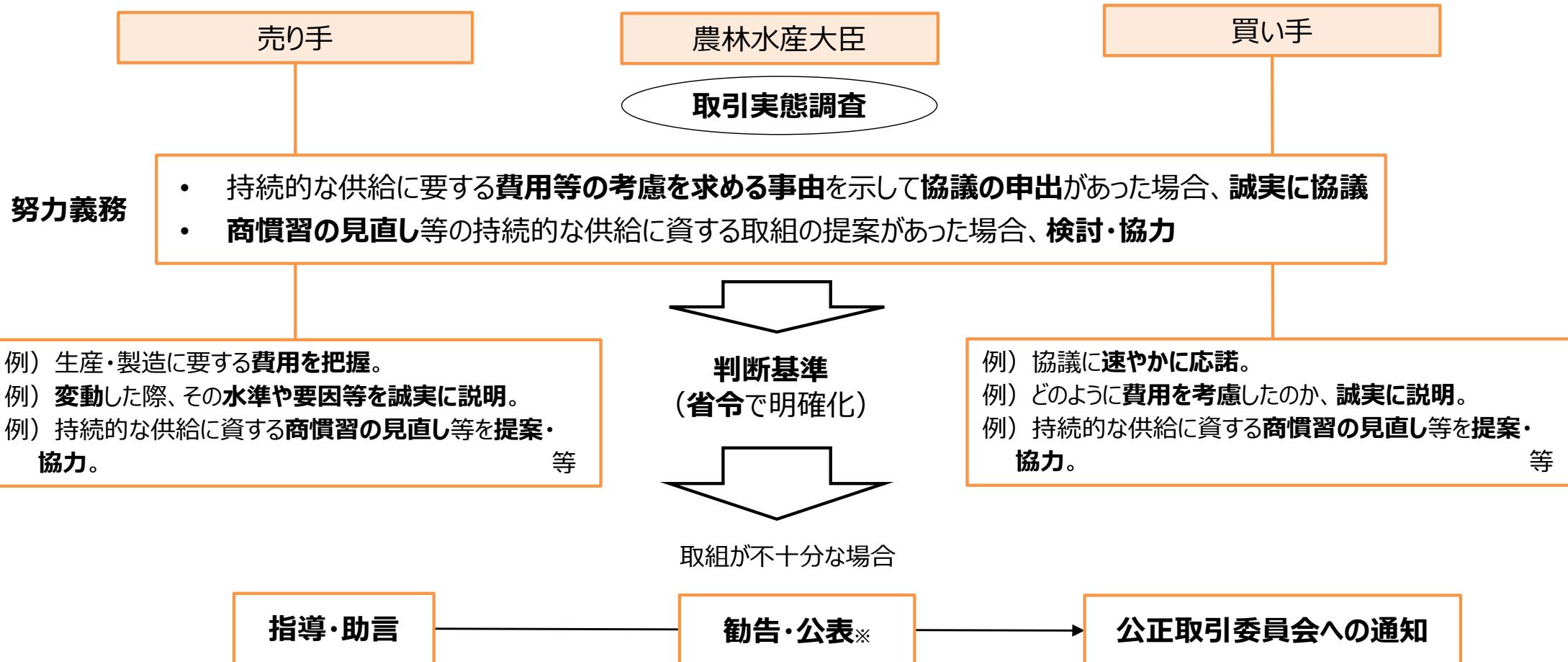
ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能

- ・ (1) の基本方針の策定、(3) の判断基準の策定、(5) のうちの飲食料品等の指定
- ・ (5) のうちの団体の認定に係る準備行為

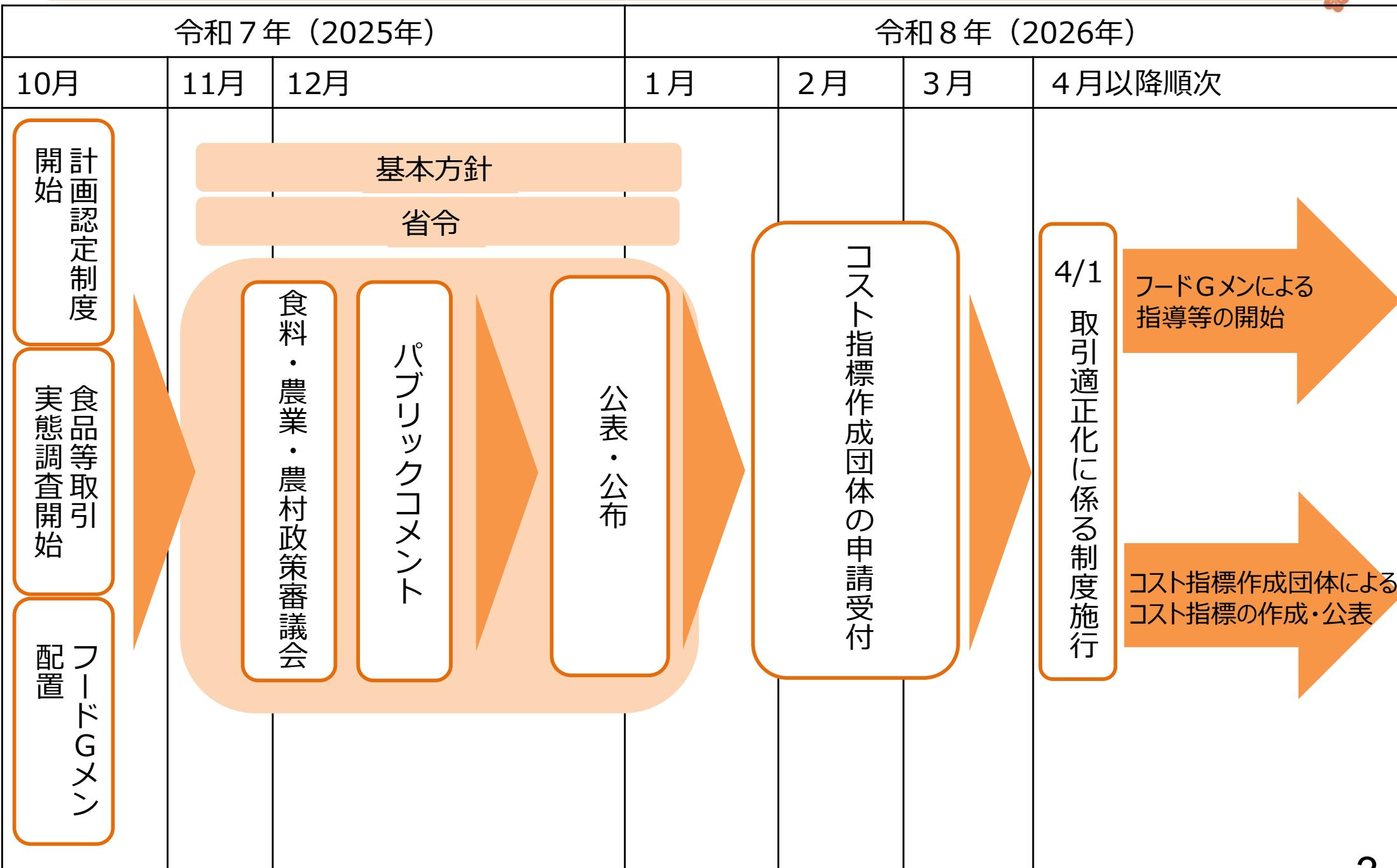
規制的措置（全体像）

- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告等**。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制的措置の導入～



施行に向けたスケジュール（想定）



指定された品目に係るコスト指標作成団体について



1 業務内容

- (1) 持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標（コスト指標）の作成、指標作成に資する資料の収集、指標の公表
- (2) 対象品目の持続的な供給の必要性や、コスト指標について、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供

2 認定手続

民間団体からの申請に基づき農林水産大臣が認定して公示

3 認定要件

- (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。
 - ① 基本方針に照らし適切であること。
 - ② 法令に違反しないこと。
- (2) 業務規程の内容が次の基準に適合すること。
 - ① 持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
 - ② 生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画させること。
- (3) 業務を行う知識・能力・経理的基礎を有すること。

※ 農林水産大臣は、認定にあたって、利害関係人の意見聴取、公正取引委員会との協議が必要。

※ この他、資料の漏えい・滅失・毀損の防止など秘密保持・安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要。



<前提>

- 食品の取引は、取引当事者間の自由な交渉により、需給事情や品質評価に基づき決定するという、自由主義の原則を維持した上で、**コスト指標を活用することで、費用を考慮した取引の促進を図る。**
- コスト指標は、**取引条件に関する協議の申出時に参考されるもの**、コストを示して、**誠実に協議が行われることを促すもの**であり、**最終的な取引条件は、当事者間で決定する。**
- コスト指標は、**一定の前提条件**を置いて算出した**生産から販売までの各段階のコスト**（人件費、輸送費、光熱動力費等）を積み上げて作成する「コスト」の指標であり、**利潤は含まれず、「価格」の指標ではない。**

<基本的な考え方>

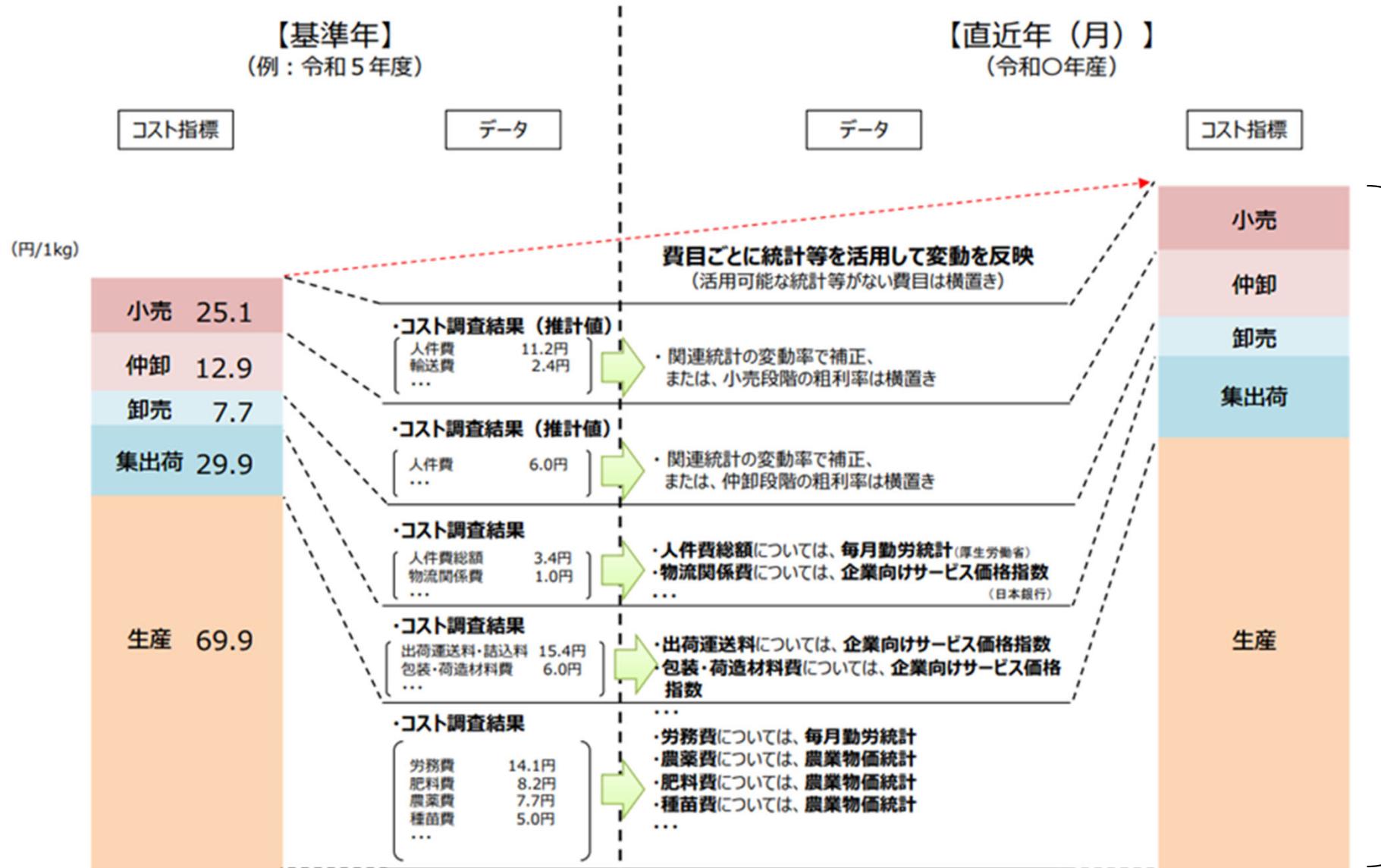
- コスト算出の前提条件（作型、栽培方法、生産地、出荷用途・ルート、出荷先、経営形態、経営規模等）は、できる限り**品目ごとの実情を反映し、設定**する。その際、公的統計や国が行うコスト調査の結果、業界団体等が公表するデータ等を、出典を明らかにした上で可能な限り活用することを想定。
- コスト指標は、**基準年の指標を作成**した上で、費用ごとに**物価統計等を活用して変動を反映させて直近のコスト指標を作成**することを想定（6ページ参照）。

野菜におけるコスト指標のイメージ



R7.6.6 第3回野菜WG資料 (改)

(例) たまねぎ ※基準年の数値はR6年度コスト調査結果より



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

野菜のコスト指標作成に関する協議事項（案）



1. 野菜のコスト指標の位置付け

野菜は、生産費統計がない上、同一品目でも作柄や地理的条件等が異なることから、それらの違いを考慮した一定の分類ごとの指標や、全国平均の指標を作成するのは難しい。

そのため、例えば、一定の前提条件を置いて算出したコストを基に**指標を作成・公表**し、実際の取引時には、**その指標を自らの条件等に当てはめ直して活用する、自らのコストデータと併せて活用する等、指標の位置付けについて検討してはどうか。**

2. 野菜のコスト指標を作成する品目

法令に基づく指定品目としては、「野菜」を候補の一つとして検討が進められているが、野菜は品目数が多く、一律にコスト指標を作成できないことから、**コスト指標の作成を開始する品目を決定し、当該品目から検討を進めてはどうか。**

3. 野菜のコスト指標に活用するコストデータの収集方法

野菜は生産費統計がない等、公的統計に限りがある中、コスト指標作成団体が、指標作成に必要となる幅広い種類のデータを自ら収集することは、難しい状況。

そのため、国の委託事業において、コスト指標作成の基礎となる生産から小売までの各段階のデータ収集等（コスト調査）を実施。現在、令和7年度調査について、各段階の関係者と調査仕様の調整を行っており、順次調査を実施予定。

国のコスト調査を活用することも含め、活用するコストデータの収集方法を検討してはどうか。